

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	高砂熱学工業株式会社			コード	1969
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されているため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	内野 州馬	社外取締役	○										△					有
2	高木 敦	社外取締役	○										△					有
3	関 葉子	社外取締役	○													○		有
4	森本 英香	社外取締役	○													○		有
5	榊原 一夫	社外取締役	○													○		有
6	日岡 裕之	社外取締役	○													○		有
7	若松 弘之	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	内野州馬氏は、三菱商事株式会社の出身であるところ、当社は、同社との間に通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.00%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（4. 補足説明）のとおりであります。	内野州馬氏は、総合商社の代表取締役およびCFOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。現在、同氏は取締役会議長を務めており、引き続き実効性の高い取締役会の運営に寄与していただくことが期待されます。以上のことから社外取締役として選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
2	高木敦氏は、2021年4月から当社社外取締役に選任される2022年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（4. 補足説明）のとおりであります。	高木敦氏は、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見および建設セクションに関する幅広い見識を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。また、現在、同氏は取締役会に諮問する任意の機関であるガバナンス・指名・報酬委員会の委員長を務めており、引き続きコーポレート・ガバナンスの継続的な充実に寄与していただくことが期待されます。以上のことから社外取締役として選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
3	該当事項は、ありません。	関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。 また、同氏は、社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
4	森本英香氏は、2020年4月から当社社外取締役に選任される2021年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（4. 補足説明）のとおりであります。	森本英香氏は、行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

5	該当事項は、ありません。	榑原一夫氏は、長年にわたる検事ならびに弁護士として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行することができるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。現在、同氏は監査等委員会委員長として実効性の高い監査等委員会運営に寄与しております。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
6	該当事項は、ありません。	日岡裕之氏は、航空会社におけるコンプライアンス推進・企業リスク対応や総務統括の業務経験に加えて、上場会社の代表取締役として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
7	該当事項は、ありません。	若松弘之氏は、公認会計士として大手監査法人での勤務経験および上場会社での社外監査役経験を通じて、会計に関する専門的知識のみならず企業監査に関する専門的な幅広い識見と経験を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

1 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。 (1) 当社を主要な取引先^注とする者またはその業務執行者でないこと ^注 当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。 (2) 当社の主要な取引先^注またはその業務執行者でないこと ^注 当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。 (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^注を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。 ^注 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。 (4) 最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと ①(1)(2)または(3)に掲げる者 ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 ③ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ④ 当社の兄弟会社の業務執行者 (5) 次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要^注でない者を除く。）の近親者^注でないこと ①(1)から前(4)に掲げる者 ② 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ③ 当社の子会社の業務執行者 ④ 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ⑤ 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 ⑥ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ⑦ 当社の兄弟会社の業務執行者 ⑧ 最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者 ^注 「重要な」者とは、(1)または(2)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、(3)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。